

## 青少年指導員の年齢要件の見直し等について

### 【趣旨】

青少年指導員の委嘱年齢要件の上限を見直し、原則として、新任70歳未満、再任75歳未満としました。

地域で青少年指導員を担う人材の拡大につながることを期待しています。

### 1 年齢要件の見直しについて

#### (1) 見直しの理由

##### ア 年齢要件を超過した青少年指導員の増加

現行では、推薦時の年齢要件は、新任で65歳未満、再任で70歳未満となっておりますが、いずれも「原則」としているため、適任者が見つからない等の理由により、新任、再任とも年齢要件を超える指導員が多数活動しており、実態に合わない状況となっております。

##### イ 社会情勢の変化による担い手不足

共働き世帯の増加や定年年齢の引き上げ等の社会情勢の変化によって、今後ますます青少年指導員の担い手を確保することが困難となることが予想されます。

以上のことから、市青少年指導員連絡協議会とも協議のうえ、年齢要件の上限を見直し5歳引き上げることになりました。

#### (2) 見直しの内容

【現行】 原則として 新任 65歳未満、再任 70歳未満

↓

【見直し後】 原則として 新任 70歳未満、再任 75歳未満

#### (3) 実施時期

令和5年7月から

### 2 今後の取組について

年齢要件の見直しとあわせて、青少年指導員の担い手の確保を進めるため、活動の概要説明資料（ちらし）や広報よこはま等において指導員活動の周知に取り組みます。

### 3 今後のスケジュール（予定）

7月 区連会で御説明（年齢要件の見直しについて）

11月 市町内会連合会定例会（第29期推薦事務に関するお願い）

・推薦関係書類、活動概要説明資料配布

2月 推薦書提出

担当 こども青少年局青少年育成課 小松、高尾

電話 671-2324